

借換保証、条件変更改善型借換保証

制度の特徴

本制度は中小企業者の保証付既往債務の借換及び、当該借換に伴う新たな事業資金の供給を目的としており、条件変更改善型借換保証では、返済緩和を行っている保証付既往債務の借換が可能です。但し、事業計画書等の必要書類が複数ありますので、ご注意ください。

対 象 者	具体的な各要件については、保証制度要綱をご参照ください
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	10年以内 (条件変更改善型では15年以内)
据 置 期 間	1年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.45~1.90% 経営安定関連 0.70%、0.80% 特別小口 0.80%、1.00%
担 保	既往借入金の保証条件に準ずる
連 帯 保 証 人	原則として、本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件によるものとします